

防犯対策に助成金が使える場合があります

侵入検知型警報装置（警備員派遣を伴わない設備）について

1 | 防犯は「自己責任」だけの時代ではありません

近年、住宅への侵入犯罪対策として、多くの自治体が防犯設備の設置に対する補助制度を設けています。

防犯カメラや鍵、防犯フィルムだけでなく、侵入を検知し、異常を知らせる警報設備が助成対象として扱われるケースも増えています。

※補助制度の有無・条件は自治体により異なります。

2 | 対象になり得る防犯設備の考え方

自治体の防犯補助制度では、次のような条件が重視される傾向があります。

- 侵入犯罪の抑止・防止を目的としていること
- 建物に固定して設置する設備であること
- 防犯目的が明確であること

これらの条件を満たす設備として、侵入検知型警報装置が対象となる場合があります。

3 | 侵入検知型警報装置とは

侵入検知型警報装置とは、住宅への侵入や異常を検知し、

- 音
- 光
- 通知

などによって、
住人に異変を知らせる防犯設備です。

重要な点は、
警備員の派遣や常時監視といった役務提供を伴わない設備
であることです。

- 人が駆けつけるサービスではありません
- 月額契約を前提としません
- 住宅設備として完結します

この点で、
警備員派遣型の防犯サービスとは明確に区別されます。

4 | 助成金を利用する際の注意点

防犯助成金を利用する場合、
次の点にご注意ください。

- 多くの自治体では設置前の申請が必要です
- 見積書や仕様書の提出を求められることがあります
- 補助金額・上限は自治体ごとに異なります
- 予算上限に達すると受付終了となる場合があります

事前確認を行わずに設置すると、
補助対象外となるケースもあります。

5 | SEIHO の防犯設備について

SEIHO が提供する
ライフディフェンスエアーは、

侵入検知型警報装置
(警備員派遣を伴わない設備)

として位置づけられる
自主警備型防犯システムです。

住宅への侵入や異常を検知し、
音・光・通知によって住人に知らせることで、
侵入抑止と早期対応を目的としています。

6 | まずは自治体への確認をおすすめします

防犯対策をご検討の際は、
お住まいの自治体ホームページで、

- 「防犯」
- 「補助金」
- 「住宅」

といったキーワードで制度の有無をご確認ください。

侵入検知型警報装置（警備員派遣を伴わない設備）が
助成対象となるかどうかは、
事前相談で確認できる場合があります。

※ご注意

本資料は、助成金制度の利用を保証するものではありません。
補助制度の有無・条件・補助金額等は、
必ず各自治体へご確認ください。